

国民年金のお知らせ

◎国民年金保険料の納付は期限内に

4月分(令和4年3月分の国民年金保険料は、月額1万6610円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納付できます。また、クレジットカードや口座振替でも納付できます。まとめて前払いすると、保険料が割り引きになります。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が減額されますので注意しましょう。

☆詳しくは、立川年金事務所
042-523-0352へ。

◎退職した方は国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが、20歳以上60歳未満で退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職した方に扶養されていた配偶者も、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職日の分かる証明書(雇用保険被保険者離職票など)、年金手帳を持って、市役所年金係または東部出張所で手続きしてください。

◎学生納付特例制度の申請を
学生も20歳になったら国民年金

いっ寄りありがうびびびびました

◎小・中学生を対象とした文化、体育、スポーツの振興のために

*40万円及びテント(1張り)Ⅱ
青梅信用金庫 理事長 平岡浩房 さん

◎新型コロナウイルス感染症対策のために

*500万円Ⅱ日本電子株式会社
*15万円Ⅱ明治安田生命保険相互会社 昭島営業所

の加入者となり、保険料を納めなければなりません。

しかし、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、納付が猶予される学生納付特例制度があります(要件あり)。

【希望する方は申請を】

学生証または在学証明書、年金手帳を持って、市役所年金係または東部出張所で申請してください。

【引き続き希望する方は】

令和2年度分の納付特例を受けている方が、引き続き3年度分の納付特例を希望する場合も、申請が必要です。日本年金機構から申請のためのしがきが送付された方は、記入し投函すれば申請が完了します。

【遡って申請できます】

申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

◎納付が困難な方は相談を

学生でない50歳未満の方で納付が困難な場合、保険料の納付が猶予される制度があります。本人及び配偶者の所得に要件がありますので相談してください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。

第10期昭島市民大学の受講者を募集

生涯学習の一環として、市民一人ひとりが学習を通して知識を深め、その成果を地域社会で発揮することなどを目的に開設します。学習課程は2年です。

1年次(令和3年度)は、右の表のとおり一般教養と現代的課題に関する基礎知識を学びます(全20回)。

2年次(4年度)は、コースに分かれ、演習方式で専門的知識を学びます(全20回程度)。

なお、1年次のみの受講はできません。

- ◇対象 40歳以上の方
- ◇講師 大学教授など
- ◇定員 25人(初めての方優先/多数抽選)
- ◇参加費 各年次2000円
- ◇募集要項の配布 公民館、各市立会館などで

☆申し込みは、4月17日から公民館 ☎544-1407へ。

▼第10期昭島市民大学の1年次課程

	内 容
5月(2回)	オリエンテーション、人生100年時代の市民の学習
6月(2回)	多摩川の自然から昭島の自然課題を考えよう、SDGs(エスディーゼズ)と私たちの社会 ※SDGs=国連が掲げる持続可能な開発目標
7月(2回)	2040年問題と外国人受け入れ、AI(人工知能)の現状と将来性
8月(1回)	子育てと教育の変化
9月(2回)	ハザードマップから読み解く昭島の防災、昭島の水を知ろう、市民大学フォーラムの紹介
10月(2回)	多摩の歴史、昭島の歴史
11月(2回)	昭島の文化財、作って食べて交流
12月(2回)	社会福祉の考え方を知る、高齢化の現状と課題
1月(2回)	災害と地域福祉、地方自治のしくみを知ろう
2月(2回)	地方自治を知るための決算カード、市民としてのまちづくり
3月(1回)	2年次のコース選びと懇親会

※いずれも、土曜日の午前10時～正午に、原則として公民館で行います。